

大規模災害時における暫定契約事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、三好市内に大規模な災害が発生した場合に、受注工事の人員や資機材の確保に要する資金の円滑な調達を支援するため、受注者に対して迅速に前払金を支払うことを目的として締結する暫定契約に関し、必要な事項を定める。

(適用基準)

第2条 暫定契約は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が規定する災害が発生し、市長が三好市内における生活機能や社会維持活動が損なわれる甚大な被害を認める場合に締結する。

(対象工事)

第3条 暫定契約は、大規模災害の発生直後から一定の期間の道路啓開やがれき撤去、孤立集落の解消のための橋梁復旧など、緊急度が極めて高い公共土木施設の「大規模災害復旧応急仮工事」を対象とする。

(発注方法)

第4条 暫定契約は、被害の最小化や至急の現状復旧の観点から、速やかに「随意契約」（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号：緊急の必要により競争入札に付することができないとき。）の方法により工事発注を行う。

(契約方法)

第5条 暫定契約は、三好市工事請負契約約款に関する規則（以下「規則」という。）に規定する工事請負契約書に「当初において暫定契約とする特約条項」（別紙1）を付記して締結する。

(暫定契約とする内容)

第6条 暫定契約は、大規模災害発生後速やかに締結するものであるため、工事内容（工法、数量等）及び設計金額、工期について概要・概算で発注する。

2 暫定契約は、当初において「請負代金額」は「概算請負代金額」、「工期」は「暫定工期」とする。

3 暫定契約は、現場説明書を省略し、工事数量総括表や図面については、概要版とする。

(変更契約)

第7条 暫定契約を締結した工事については、受注者と発注者の双方ができるだけ速やかに現場状況の把握に努め、発注者は概要版である設計図書の内容を補完し、受発注者間で十分に変更内容について協議を行った上で、規則第16条若しくは第17条の規定に基づき、工事内容、請負代金額、工期等について精査し、変更契約を締結する。

2 請負率については、前項に規定する変更契約を締結する際に、受注者から徴収する見積書により請負率を算定し、以後の変更契約においては、その請負率を適用する。

(暫定契約の期間)

第8条 第5条に規定する契約を締結後、第7条に規定する変更契約が締結されるまでは、「暫定契約」として扱う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、暫定契約に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。